

龍ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月2日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市条例第25号

龍ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年龍ヶ崎市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の2 省 略</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第7条第2項に規定する勤務をさせてはならない。</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の2 省 略</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員（<u>職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして市規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。</u>）が、市規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第7条第2項に規定する勤務をさせてはならない。</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第</p>

1 項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして市規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、市規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、市規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 省 略
(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上

1 項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして市規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、市規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして市規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、市規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、市規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 省 略
(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上

婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、
父母、子、配偶者の父母その他市規則で定める者（第17条の2第1
項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により市規則
で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下
同じ。の介護をするため、任命権者が、市規則の定めるところにより、
職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一
の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない
範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務
しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 省 略

3 省 略

第17条 省 略

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認
等）

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とす
る状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介
護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介
護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護
両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」とい
う。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じ
なければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する
年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に
規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われ
るようになるため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、
父母、子、配偶者の父母その他市規則で定める者で負傷、疾病又は老
齢により市規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある
ものをいう。以下同じ。の介護をするため、任命権者が、市規則の定
めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護
を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算し
て6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）
内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休
暇とする。

2 省 略

3 省 略

第17条 省 略

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第18条 省 略

第18条 省 略

付 則

この条例は、公布の日から施行する。